

(参考資料3)

支給に当たっての注意事項

【支給対象者について】

- 以下の方が支給対象者となります。
 - ◇ 令和7年9月末までに出生し、児童手当を受給されている方
 - ◇ 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者
 - ◇ 令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方
- 児童手当の受給者が物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の受給者になった方等に対して支給します。
- また、児童手当の受給者でない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方で、児童手当の受給者が配偶者（DV加害者）である場合、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合があります。詳細は、知夫村役場（村民福祉課）にお問い合わせください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ◇ 令和7年9月末までに出生し、児童手当の対象となっているお子さん
 - ◇ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生したお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり20,000円です。

【申請について】

- 以下の方は、**申請は不要です**。ただし、受給を辞退される方、または支給口座の変更を希望される方は届出書の提出が必要ですので、後述の方法をご確認ください。
 - ◇ 令和7年9月末までに出生し、児童手当を受給されている方
- 基本的に、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給認定を行った市区町村（令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童については、当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った市区町村）が支給を行います。

(参考資料3)

【支給先について】

- 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。
- ただし、次のいずれかに該当する方は各届出書を提出していただく必要がありますので、後述の方法をご参照のうえ、知夫村役場の窓口(村民福祉課)まで提出してください。
 - ① 受給を辞退される方
 - ② 受給を希望される方で、次のいずれかに該当し、本手当の振り込み先の口座変更を希望される方
 - ◇ 児童手当の支給口座とは異なる口座への振り込みを希望する場合
 - ◇ 児童手当の支給口座を解約等しており、本手当の支給に支障が生じる恐れがある場合

【受給の辞退について】

- 対象者：受給を辞退される方
なお、令和7年10月1日(令和7年9月に出生した児童については児童手当の支給認定日)以降に知夫村に転入された方は、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当を支給する転入前の市区町村が届出先になりますのでご注意ください。
- 提出方法について
 - ◇ 提出書類：物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書(様式第1号)
：申請者の本人確認書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)の写し
 - ◇ 提出先：知夫村役場(村民福祉課)
 - ◇ 提出方法：郵送または窓口に直接提出
 - ◇ 提出期限：令和8年2月20日

【支給口座の変更について】

- 対象者：受給を希望される方のうち、次のいずれかに該当する方
 - ◇ 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座とは異なる口座への振り込みを希望する場合
 - ◇ 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、本手当の支給に支障が生じる恐れがある場合

(参考資料3)

○ 提出方法について

- ◇ 提出書類：物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（様式第2号）
：受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ◇ 提出先：知夫村役場（村民福祉課）
- ◇ 提出方法：郵送または窓口へ直接提出
- ◇ 提出期限：令和8年2月20日

【知夫村役場からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、知夫村役場から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
- もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに知夫村役場の窓口（村民福祉課）又は最寄りの警察や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、知夫村が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されません。必ず、令和8年2月20日までにご対応ください。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

知夫村役場 村民福祉課 (物価高対応子育て応援手当担当) 連絡先 08514-8-2211
